

鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園

# 指定管理仕様書

令和2年6月

鎌倉市 こどもみらい部 発達支援室

## 目 次

	項目	頁
1	管理に関する基本的な姿勢	1
2	施設の概要	1
	(1) 名称	1
	(2) 所在地	1
	(3) 機能・定員	1
	(4) 規模	1
3	管理の基準	2
	(1) 開園時間	2
	(2) 休園日	2
	(3) 指定期間	2
	(4) 法令等の遵守	2
4	業務内容	2
	(1) あおぞら園の管理運営に関する業務	2
	(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務	3
	(3) 経営管理に関する業務	3
	(4) 自主事業の実施に関すること	3
	(5) その他	3
5	職員等の配置	3
6	備品の管理	5
7	評価及び監査	5
8	災害時等の施設の使用及び体制整備	5
	(1) 協力要請	5
	(2) 協力体制	5
	(3) 災害時の対応	5
9	その他留意事項	6
別紙 1	鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園 施設の清掃に関する仕様書	8
別紙 2	鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園 設備の保守点検に関する仕様書	10
別紙 3	鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園 施設の警備に関する仕様書	14

## 1. 管理に関する基本的な姿勢

指定管理業務は、法令等を遵守しその業務を実施するほか市の施設としての役割を踏まえたサービス提供に努めること。

- (1) 施設の設置目的及び理念に基づいて管理運営を行うこと。
- (2) 利用者やその家族の意見を管理運営に反映させること。
- (3) 個人情報の保護及び情報公開に対する措置を適切に講じること。
- (4) 効率的な運営を行うこと。
- (5) 管理運営費の削減に努めること。

## 2. 施設の概要

### (1) 名称

鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園（以下、「あおぞら園」という。）

### (2) 所在地

鎌倉市笛田二丁目38番20号

### (3) 機能・定員

施設	事業	定員
福祉型児童発達支援センター（多機能型）	児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する「児童発達支援」	30名
	児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する「保育所等訪問支援」	なし
	児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する「障害児相談支援」	なし

### (4) 規模

内容			
建築面積（㎡）	1階	794.65	指導室4・遊戯室・医務室・浴室・肢体訓練室・事務室・厨房 等
	2階	248.61	言語訓練室（含防音室）2・職員休憩室・シャワールーム 等
	計	1043.26	
構造	鉄筋コンクリート2階建て		
敷地面積（㎡）	2874.04（含駐車場14台分）		

### 3. 管理の基準

#### (1) 開園時間

午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開園時間を臨時に変更することができる。

#### (2) 休園日

休園日は、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日。

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休園日に臨時に開園し、又は臨時に休園日を定めることができる。

#### (3) 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日（5年間）

#### (4) 法令等の遵守

各業務を遂行する上で、仕様書に記載された内容のほか、関連する法令がある場合は、それらを遵守することとし、特に以下の法令及び条例、規則を遵守すること。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）

イ 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）他労働関係各法令

ウ 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）、児童福祉法施行令（昭和23年3月31日号外政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日号外厚生省令第11号）

エ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）

オ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日号外厚生労働省令第15号）

カ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年3月13日号外厚生労働省令第29号）

キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

ク 発達障害者支援法（平成16年12月10日法律第167号）

ケ 鎌倉市児童発達支援センター条例及び施行規則

コ 鎌倉市個人情報保護条例及び施行規則

サ 鎌倉市環境基本条例

### 4. 業務内容

#### (1) あおぞら園の運営管理に関する業務

ア 児童発達支援業務

イ 保育所等訪問支援業務

ウ 障害児相談支援業務

エ 通園バス等の運行に関する業務

オ 給食提供に関する業務

カ 利用児童の健康管理に関する業務

キ 医療的ケア児の対応に関する業務

- ク 保護者支援プログラムに関する業務
- ケ 利用申請及び利用契約に係る業務
- コ 給付費等請求事務
- サ 利用料請求事務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
  - ア 保守管理業務
  - イ 清掃業務
  - ウ 備品管理業務
  - エ 防火管理者に関する業務
  - オ 保安警備業務
  - カ 小規模修繕業務
  - キ 駐車場管理業務
- (3) 経営管理に関する業務
  - ア 事業計画書の作成業務
  - イ 事業報告書の作成業務
  - ウ 事業評価業務
  - エ 指定期間開始時及び終了時の引継ぎ業務
- (4) 自主事業の実施に関すること
- (5) その他
  - ア 普及啓発事業（発達障害等についての正しい理解に向けた取り組み）
  - イ 鎌倉市との連絡調整
  - ウ 文書管理
  - エ 保険加入
  - オ 個人情報保護
  - カ 環境への配慮
  - キ その他、あおぞら園の運営に関する業務のうち、市長が必要と認める業務
  - ク 大規模災害発生時における運営への協力

## 5. 職員等の配置

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第7号）（以下、「通所支援事業県基準条例」という。）及び指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第9号）（以下、「障害福祉サービス県基準条例」という。）に基づく人員に加え、下記の表に定めのある人員を配置してください。また支援目的に合った専門職員の確保に努めてください。

職	配置内容
施設長（管理者）	管理業務に従事する者 1人以上 *専らその職務に従事する者は1人
事務職員等	1人以上 *専らその職務に従事する者は1人

事業	職	配置内容
児童発達支援	児童発達支援管理責任者	1人以上 *専らその職務に従事する者は1人
	保育士・児童指導員	定員30人に対して、おおむねその障害児の数を四で除して得た数（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第6条に基づく。）に、常勤換算で4人を加えた人数以上、うち4人以上を常勤職員とする。 保育士1名以上、児童指導員1名以上とする。 *機能訓練等担当の専門職員の数を総数に含めることができる。（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第6条第2項に基づく。）
	看護師等	1人以上 保健師又は看護師 *専らその職務に従事する者は1人
	理学・作業療法士	1人以上 理学療法士又は作業療法士 *保育士・児童指導員の総数に含めることができる。（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第6条第2項に基づく。）
	言語聴覚士	1人以上 *保育士・児童指導員の総数に含めることができる。（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第6条第2項に基づく。）
	心理士	1人以上 公認心理師又は臨床心理士若しくは臨床発達心理士 *保育士・児童指導員の総数に含めることができる。（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第6条第2項に基づく。）
	栄養士等	1人以上 栄養士又は管理栄養士 *専らその職務に従事する者は1人
	嘱託医師	1人以上
保育所等訪問支援	児童発達支援管理責任者	1人以上 *専らその職務に従事する者は1人
	訪問支援員	1人以上 訪問支援を行うために必要な数

		*専らその職務に従事する者は1人
障害児相談支援	相談支援専門員	1人以上（指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第3条に基づく留意すること。） *専らその職務に従事する者は1人

## 6. 備品の管理

- (1) あおぞら園で使用している市の備品は、無償貸与する。
- (2) 備品は備品台帳を備え管理し、廃棄等の異動についてはその都度市に協議すること。
- (3) 故意又は過失により備品を毀損滅失したときは、必要に応じ弁償又は購入すること。

## 7. 評価及び監査

市が行う定期または随時のモニタリング及び、市の監査委員が行う監査及び市が設置する第三者委員会が指定管理期間の中間年に実施する第三者評価を受けること。また、施設の管理運営を施設の設置目的や協定書・仕様書等に沿って行っているか、定期的に点検し、自己評価を行うとともに、指定期間中に都道府県における福祉サービス第三者評価事業の推進組織の認証を受けた第三者評価機関による、評価を定期的に受検すること。

## 8. 災害時等の施設の使用及び体制整備

- (1) 協力要請
 

災害時等に、施設を避難所として利用する必要があるときは、指定管理者に対し協力を要請する。
- (2) 協力体制
 

指定管理者は、あらかじめ協力内容について市と協議し、協力体制を明らかにしておくこと。
- (3) 災害時等の対応
 

ア 指定管理者は、災害時等において速やかに、避難所としての機能を果たせるよう施設の開錠など必要な措置を講じること。

イ 指定管理者は、あらかじめ市と協議した内容に基づき、避難所の開設及び運営に協力すること。

ウ 指定管理者は、鎌倉市深沢地域給水拠点施設としての機能が果たせるよう給水場所の案内など必要な措置を講じること。

## 9. その他留意事項

- (1) 市との緊密な連絡を図る意味合いからも、車両を1台配置すること。
- (2) 近隣住民との良好な関係の維持に努めること。
- (3) 指定の期間中、つぎの内容を満たす保険契約を締結し、施設内における事故等への適切

な対応をすること。なお、保険契約については1年毎に更新する場合も可能とする。

保険の種類	補償額			
施設賠償 責任保険	施設業務賠償	対人	1名：1億円 1事故：5億円	
		対物	1事故：3,000万円	
		免責金額	なし	
事業保険	あおぞら園に 関する業務	賠償	対人	
			対物	
		傷害	死亡	200万円
			後遺障害	200万円
			入院保険金	日額3,000円
通院保険金	日額2,000円			

- (4) 自動車運行に伴う損害に対応するため、自動車損害賠償責任保険及び任意保険等(以下、「自動車保険等」という。)に加入すること。自動車保険等の補償内容については、事前に市と協議すること。(自動車運行を委託する場合は、同等の補償内容を担保できるよう、自動車運行受託者に対し必要な条件を付すこと。)
- (5) 防災計画及び消防計画を作成し、計画に基づき訓練を実施すること。
- (6) 防犯・防災対策について、マニュアルを作成し市へ提出するとともに、職員の指導を行うこと。
- (7) 施設等の適正な維持管理、事故防止、緊急時及び苦情等への対応として、リスクマネジメントマニュアルを作成し、市の確認を受けること。確認を受けた後は、それに則って対応すること。
- (8) 利用者に急病、けが等の事故があった場合、応急処置、消防への通報または病院への同行などの対応をすること。また、応急処置後に市に報告すること。
- (9) AED(自動体外式除細動器)を園内に設置すること。  
(参考) (賃借料予算額は消費税率10%で換算)

使用料及び賃借料(契約実績)	賃貸借料(単年度予算額)
AED 賃貸借契約(長期継続契約：5年) (株) 特別警備保障	67千円

- (10) 盗難等事件の被害にあった場合は至急警察へ届けるとともに、市へ連絡し、指示を受けること。また、後日市へ文書で被害状況、処理経過、対応策を報告すること。
- (11) 鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月6日条例第11号)及び不当要求行為等の対策に関する規定の趣旨にのっとり、集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織等の排除に努めること。
- (12) 次の帳簿を整備すること。
- ア 指定管理料(事業ごと)の出納帳
  - イ 利用状況書類
  - ウ 利用統計
  - エ 消防計画・防火管理者選任届等消防関連書類



(別紙1)

## 鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園 施設の清掃に関する仕様書

指定管理者は、日常及び、定期、特別の清掃を行い、施設内及び施設周辺を清潔に保つよう努めること。

また、清掃の実施にあたっては、利用者支援に支障が生じないように配慮すること。

委託をする場合には、清掃に携わる人員に対しても、障害の特性に対して理解を求め業務に当たらせること。

### 1 日常清掃

清掃内容	
床	ジュータンの清掃 床の拭き掃除モップ拭き
床以外	紙屑処理 机・テーブルの雑巾がけ 備品什器の除塵、からぶき 手摺の拭き掃除 鏡みがき 電話機のふき上げ 応接ソファ等々の塵払い マット・床の清掃 水周りの清掃 窓台の除塵（サッシ周り） ドア・ガラス拭き清掃 ペーパー・水石鹼補給作業 汚物入れの処理清掃 使用後の手直し清掃
建物外	建物に面するテラスの清掃 草木・芝の手入れ雑草取り

### 2 定期清掃（年2回：時期は問わない）

清掃内容	
床	指導室ABCワックス清掃 指導室D（カーペット床）の洗剤を用いた特別洗浄 カーペットの洗剤を用いた特別洗浄 床面ワックス塗布
床以外	高所除塵

	照明器具・付属物の洗浄 フードの清掃 換気扇の清掃 便器・手洗器の薬品洗浄
建物外	屋上清掃 入り口・駐車場他タイルの清掃 網戸の清掃 窓ガラスの清掃（外側） 窓ガラスの清掃（内側）
その他	扉間仕切り（上部）ガラス磨き 受水槽の清掃 グリストラップ保守点検 廃油処理

※その他、カーテンについては、全体を3期(3年)程度に分割し、順次クリーニングを実施するとともに、カーペットは年1回の頻度でクリーニングを実施すること。

### 3 その他

鎌倉市環境基本条例の基本理念に基づき、事業活動を行うにあたっては、活動に伴う環境負荷をできるかぎり小さくするため、必要な措置を講じてください。

また、事業者自ら、積極的に環境保全活動に取り組むとともに、行政が実施する環境保全施策への協力を努めて下さい。

(別紙2)

## 鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園 設備の保守点検に関する仕様書

指定管理者は、施設及び設備が常に良好な状態を維持できるよう配慮するとともに、施設の長寿命化に最善の注意を払うとともに、施設維持に問題が生じている場合や、そのおそれがある場合は直ちに市に報告し、市の指示を受けること。

また、施設点検の実施にあたっては、利用者支援に支障が生じないように配慮すること。委託をする場合には、保守点検に当たる技術員等に対しても、障害の特性に対して理解を求め業務に当たらせること。

### 1 機械設備等保守点検業務

設備種別	業務の内容	作業回数																				
冷暖房設備	1 使用開始の試運転調整 開園時にスムーズに始動出来るように、調整をする 2 稼動中の保守 不具合等の点検を行う 3 フィルターの清掃 適時に点検を行い清掃を実施する 4 使用開始、使用終了時の清掃整備 (シーズン)	1 ※毎日 2 ※毎日 3 適時 4 年2回																				
給排水衛生設備	1 給水ポンプの運転保守 ア 定期点検 <table border="1" data-bbox="475 1216 1125 1585"> <tr> <td>機器名称</td> <td colspan="2">加圧給水装置</td> </tr> <tr> <td>ユニット</td> <td colspan="2">形式 40BDPME51.5</td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td colspan="2">形式 40MDPE251.5</td> </tr> <tr> <td>制御版</td> <td colspan="2">形式 IRKM21.5L F5B f</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">点検内容</td> <td>ポンプ点検</td> <td>全体／ポンプ／電動機／付属品 ／制御版／運転制御</td> </tr> <tr> <td>貯水槽点検</td> <td>受水槽</td> </tr> <tr> <td>点検頻度</td> <td colspan="2">年2回 (時期は問わない)</td> </tr> </table> イ 開園時 始動時に毎回点検、確認 ウ グリストラップ排水桝点検	機器名称	加圧給水装置		ユニット	形式 40BDPME51.5		ポンプ	形式 40MDPE251.5		制御版	形式 IRKM21.5L F5B f		点検内容	ポンプ点検	全体／ポンプ／電動機／付属品 ／制御版／運転制御	貯水槽点検	受水槽	点検頻度	年2回 (時期は問わない)		*左表点検頻度 のとおり イ ※毎日 ウ 適時
機器名称	加圧給水装置																					
ユニット	形式 40BDPME51.5																					
ポンプ	形式 40MDPE251.5																					
制御版	形式 IRKM21.5L F5B f																					
点検内容	ポンプ点検	全体／ポンプ／電動機／付属品 ／制御版／運転制御																				
	貯水槽点検	受水槽																				
点検頻度	年2回 (時期は問わない)																					
電気設備	1 受配電設備 (自家用電気工作物) 保守 ア 電気事業法施行規則：平成7年通商産業省令第77号 に基づく点検 <table border="1" data-bbox="475 1899 1125 1984"> <tr> <td>自家用電気工作物の 概要</td> <td>需用設備 (容量 150kVA 電圧 6,600V) 絶縁監視装置設置有り</td> </tr> </table>	自家用電気工作物の 概要	需用設備 (容量 150kVA 電圧 6,600V) 絶縁監視装置設置有り	*左表点検頻度 のとおり																		
自家用電気工作物の 概要	需用設備 (容量 150kVA 電圧 6,600V) 絶縁監視装置設置有り																					

	点検頻度	月次点検	隔月 1 回
		年次点検 A	毎年 1 回 (月次点検を含む)
		年次点検 B	3 年 1 回 (年次点検 A を含む)
		臨時点検	必要の都度
	イ 法律で定められる月次点検を補完する日次点検の実施。(外観点検及び受配電電圧・電流測定、記録等) 1 日 3 回 4 時間毎 (9 時 1 3 時 1 7 時) の点検		1 ※毎日
	2 電力量測定、記録		2 ※毎日
	3 照明器具・動力設備保守 (開園時) 照明器具の外観点検 (点灯状態確認等) 動力設備作動確認 スイッチ類の作動確認 電球、点灯管の交換		3 適時
その他	1 ピアノ調律 ヤマハアップライトピアノ 1 台		1 年 1 回
	2 計量器検査 体重計、厨房はかり 2 台		2 2 年 1 回
設備他共通	1 運転記録・作業記録の作成		1 ※毎日
	2 施設の解錠・施錠		2 ※毎日
	3 アラームの解除・セット		3 ※毎日
	4 正門フェンスの開閉 (バス送迎時、朝・夕) バス到着時、子供の安全に考慮し正門フェンスの開閉を行う		4 ※毎日
	5 正門フェンスの滑車、丁番、ドアチェッカー扉 丁番の注油		5 適時
	6 下水溝、下水枿の清掃		6 適時
	7 施設内外の簡易な修繕 門、畑の柵、戸の滑車、トイレのつまり、草むしりなど		7 適時
	8 可燃ゴミ・資源物の搬出		8 毎週
	9 ビルメン室・機械室の清掃		9 適時

※ 休園日 (土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日・12月29日から翌年の1月3日まで) を除く毎日

## 2 消防用設備保守点検業務

指定管理者はあおぞら園に設置された消防施設を本仕様書および消防法第17条の3の3の規定に基づき、下記の設備等を点検し、その結果を関係機関に報告するとともに消防施設を常に良好な状態に維持し不慮の事故に備えること。

また、平時から、火災発生時に適切な通報を行えるよう備えるとともに、防火体制の変更

がある時は直ちに鎌倉市消防本部に届け出ること。

(1) 点検実施者

消防用設備点検等業務は、消防設備士又は消防設備点検資格者が行う。

(2) 点検実施回数

8月と2月の年2回とする。

(3) 点検項目

消防法、同法施行令並びに同法施行規則に定める所要の点検

名称	項目	数量
自動火災報知設備	受信機P型1級 5回線	1面
	差動式スポット型熱感知器	54個
	低温式スポット型熱感知器	9個
	煙感知器 (含ペアアラーム)	3個
	表示灯	3個
	発信機1級	3個
	音響装置 (電鈴)	3個
	配線点検	1箇所
電源装置	1個	
消火器具	粉末消火器	9台
避難器具	鉄筋コンクリートすべり台	1台
誘導灯及び誘導標識	誘導標識	1枚

(4) 保守点検の結果については、「消防用設備保守点検報告書」にて報告する。

### 3 オートロックドア及び防犯カメラ等設備保守点検業務

名称	業務の内容		
玄関オートロック	外観、動作点検、清掃、潤滑剤の注入等		
防犯カメラ	定期保守点検	カメラ	動作、目視点検 レンズ (固定焦点等) 支持金物、取付部確認等
		モニター装置	解像度の低下、ノイズゆがみ等 リモート操作器の動作及び スイッチ類の確認等
		レコーダー	正常な記録・再生の確認
	緊急保守点検	点検対象の防犯カメラ等に異常及び不具合が生じた場合は、速やかに必要な修理及び調整を実施するなどの対応を行うこと。	

### 4 その他

(1) 防除

指定管理者はゴキブリ、蚊、ハエおよびネズミの害虫等を防除するため、施設における衛生的環境の確保に関する法律第4条第1項に基づく建築物環境衛生管理基準に従い、

害虫等の防除を行い建築物の衛生環境を常に良好に保つこと。

保守・点検内容	実施回数
全館害虫防除	年1回

(2) 遊具点検

「国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び「遊具の安全に関する基準」（社団法人日本公園施設業協会編）に基づく定期点検を行うこと。

(別紙3)

## 鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園 施設の警備に関する仕様書

鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園における施設警備に関する標準的な仕様は、次のとおりとする。

### 1 目的及び任務

あおぞら園に警報機器を設置し、当該警報機器によって感知される異常の有無を間断なく監視する。また、異常事態が発生した場合は、遅滞なく緊急要員を急行させ、異常事態の確認を行い、必要な処置をとるものとする。

- (1) 火災、盗難及び損壊行為の拡大防止
- (2) 事故確認時における関係先への通報、連絡
- (3) 緊急無線スイッチの園内各所への設置に基づく、緊急異常事態への対応
- (4) 警備報告書の作成、提出

### 2 警備基準

- (1) 警備方式：機械警備
- (2) 防犯警備：毎日17時15分から翌日8時30分までにおいて、あおぞら園が無人状態にあるとき。
- (3) 火災警備：24時間 365日
- (4) 緊急無線スイッチ：24時間 365日

### 3 警備実施

- (1) 防犯警備実施時間
  - ア 前記警備基準時間内において、あおぞら園からの警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始する。
  - イ 前記警備基準時間内において、あおぞら園からの警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。
- (2) 火災警備及び緊急無線スイッチによる緊急異常事態対応警備実施時間  
前記警備基準時間内に基づき、あおぞら園の無人・有人状態に関わらず24時間警備を実施する。

### 4 処理の方法

業務を遂行するにあたり次の方法により処理を行う

- (1) あおぞら園において警備に必要な警報装置を設置し、各種感知器及び警報機器からの異常信号を監視センターへ送信する。
- (2) 監視センターでは監視員が警報受信装置を常時監視するとともに、業務対象からの異常信号に対応して、機動隊員との連絡を保持する。
- (3) 異常信号受信等の連絡を受けた機動隊員は、監視センターとの連絡を保持しつつ業務対象に急行し、異常信号等の原因を確認するとともに、必要に応じて関係機関及びあおぞら園の指定する緊急連絡者へ通報連絡する。

## 5 異常事態発生時における処置

- (1) 業務対象からの異常信号を監視センターが受信したときは、機動隊員を業務対象へ速やかに急行させ、異常事態の確認を行う。
- (2) 業務対象に到着した機動隊員は、異常事態を確認したのち被害の拡大防止にあたる。

## 6 鍵等の預託

警備実施に必要な鍵等は相互に預託し、預託された鍵等はそれぞれの責任において厳重に取り扱い保管する。

## 7 警報装置の保守点検

あおぞら園に設置された警報機器及び感知器等については、常に正常な状態にあるよう適宜に保守点検を行う。

## 8 経費の負担区分

既存の警報装置の撤去に関する費用については、市が負担するものとする。

その他保守点検費等維持にかかる人件費、使用機材、消耗品費、光熱水費、電話回線料は指定管理者の負担とする。